

第8回研究会における検討事項

第1 株式の無償交付の従業員等への拡大

令和元年改正会社法により、上場会社の取締役に対して、役員報酬としての株式の無償交付（金銭の払い込みを要しないこと）が認められるようになったが（会社法第202条の2）、取締役でない従業員、子会社の役職員については、取締役と同様の規律を設けることはされなかった。

この点、現行法の下でも、会社が対象者に対して金銭債権を付与した上で、当該債権をもって現物出資財産として給付させることによって株式を交付する方法（いわゆる現物出資構成）により、上場会社の従業員、子会社の役職員に対しても株式の交付を実現することは可能であるが、現物出資構成では、株式交付の対象者が具体的な内容を理解しにくいという問題点や運用が煩雑であるとのことから、上場会社の従業員、子会社の役職員に対しても、株式の無償交付を認めるべきであるとの指摘がある。

このような指摘について、どのように考えるか。株式の無償交付の対象について見直しを行うとした場合には、どのような方向で検討をすべきか。

第2 実質株主確認制度に関する検討

本研究会（第5回）において、会社法の観点から実質株主の把握に関する制度のあり方を検討することについて初期的な議論をしたところであるが、制度設計の在り方については、かなりの幅があることが明らかとなった。

このような中で、実質株主の把握に関する制度の在り方の方向性について、どのように考えるか。また、今後検討すべき論点としてどのようなものが考えられるか。